

第 1 章

計画の策定概要



1 計画策定の背景と趣旨

土浦市（以下「本市」という。）では、子どもや子育て支援対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「2015 つちうらこどもプラン～土浦市子ども・子育て支援事業計画～」を、平成 27 年度からの5年間の計画として策定し、少子化対策や子ども・子育て支援事業に取り組んできました。

その間にも少子化の流れは進み、本市の年少人口も年々減少している状況です。少子化の流れは、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、社会や経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。また、核家族化が進み、地域とのつながりが少ないこと、児童虐待や経済的に困難な状況にある家庭の貧困の連鎖など、子どもと家庭を取りまく問題は多様化しています。加えて、IoT、人工知能（AI）といった、社会の在り方に大きな影響を与える新たな技術が進んでおり、学校や学びの在り方なども新たな局面を迎えています。

こうしたことから、子どもを産み、育てる喜びが実感できる社会の実現、次世代の子どもたちが未来を生き抜く力を身に付けることができる社会の形成など、子どもや子育て家庭を社会全体で支援していくことが課題となっています。

このように社会情勢が変化する中で、国は、平成 24 年8月に「子ども・子育て支援法」(※)をはじめとする『子ども・子育て関連3法』(※)を成立させました。そして、平成 27 年4月から、幼児期の教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や、質の向上を進める「子ども・子育て支援新制度」をスタートさせました。しかし、現在も待機児童は発生しており、保育を必要とする家庭のすべてが、保育を利用できている状況ではありません。

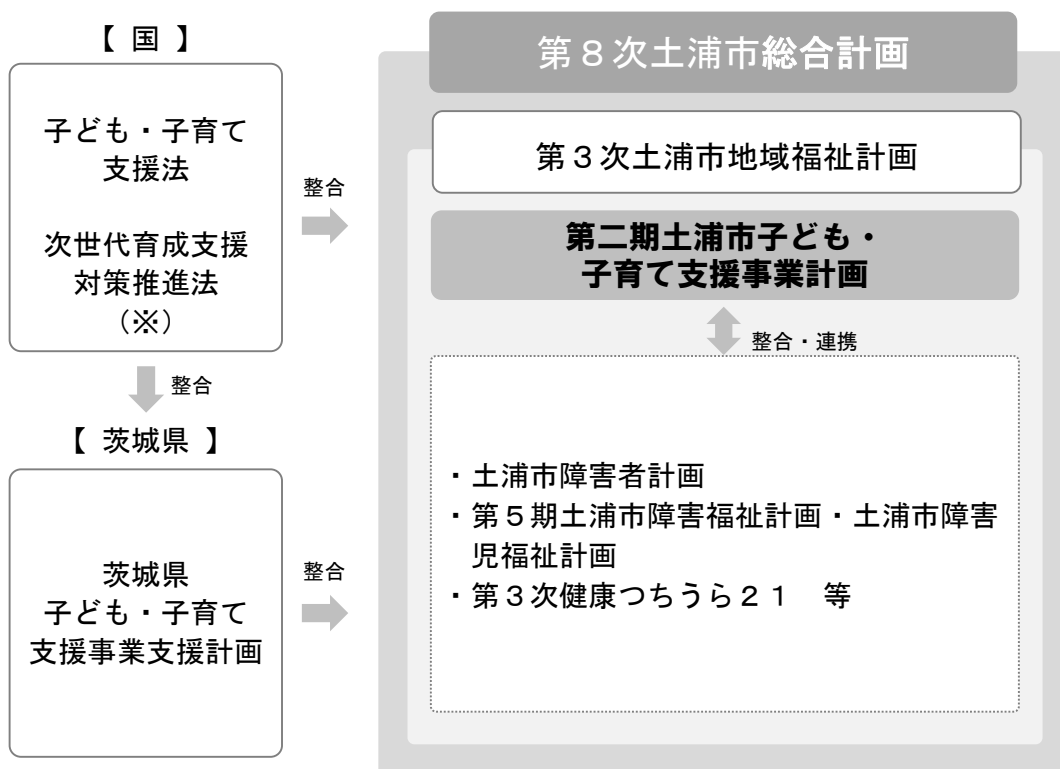
また、小学生においても、共働き家庭などの増加に対応することと、次代を担う人材を育成するため、平成 30 年9月に「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、学習や体験・交流活動などを行う事業の計画的な整備等を進めていくこととしました。

これらの国の動向をふまえ、本市では「2015 つちうらこどもプラン」が令和元年度で終了を迎えることから、社会状況の変化に対応しつつ、子ども・子育ての支援を切れ目なく推進していくため、計画の見直しを行い、新たな取組や目標を定めるものです。

2 計画の性格と位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法（※）第61条に定める市町村事業計画であり、次世代育成支援対策推進法（※）による「市町村行動計画」としても位置づけられるもので、本市の子ども・子育て支援に関わる基本的方向や事業の概要を明らかにし、子どもや子育て支援対策の総合的かつ計画的な推進を図るものです。

また、本計画は、土浦市総合計画の子ども分野に係る計画と位置づけられ、上位計画である「第8次土浦市総合計画」と連携を図りつつ、当市の関連する主な分野別の計画との整合性・連携を図ります。



3 計画の期間

本計画は、子ども・子育て支援法(※)第61条に基づき、令和2年度から6年度までの5か年を計画期間とします。

また、計画内容と実態に乖離が生じた場合は、必要に応じて本計画の見直しを行うものとします。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
第二期土浦市子ども・子育て支援事業計画				

4 策定体制

計画の策定にあたっては、学識経験者、子ども関係団体の代表者、教育・保育の関係者、子どもの保護者などにより構成されている「土浦市子ども・子育て会議」において審議しました。

また、子育て家庭をはじめ、広く市民の意見を反映させるため、ニーズ調査やパブリック・コメントを実施しました。

